



平成 25 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 S U M C O
代表者名 取締役社長 橋本 眞幸
(コード： 3 4 3 6 東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 澁谷 博史
(TEL. 03-5444-3915)

決算期（事業年度の末日）の変更及び業績予想の修正、 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 25 日に開催予定の第 14 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。また、これに伴い、平成 25 年 3 月 8 日に発表しました平成 26 年 1 月期の業績予想を下記のとおり修正いたします。

記

1. 変更の理由

- 海外子会社との決算期の統一を行い、予算管理や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るため
- 将来適用が検討されている国際会計基準（I F R S）に規定されている連結子会社の決算期統一の必要性への対応を図るため

2. 決算期変更の内容

現 在： 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

変更後： 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（注 1）決算期変更の経過期間となる第 15 期事業年度は、平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 11 ヶ月間となります。

（注 2）現在、決算期が 12 月 31 日以外の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定であります。

3. 業績予想の修正および理由

(1) 平成 25 年 12 月期通期連結業績予想数値の修正（平成 25 年 2 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前 回 発 表 予 想 (A) (12 ヶ月決算)	210,000	26,000	18,000	12,000	42.19
今 回 修 正 予 想 (B) (11 ヶ月決算)	192,000	24,000	16,000	10,000	34.80
増 減 額 (B－A)	△18,000	△2,000	△2,000	△2,000	
増 減 率 (%)	△8.6	△7.7	△11.1	△16.7	
(ご参考) 前 期 実 績 (平成 25 年 1 月期)	206,691	13,215	9,464	3,426	8.93

(注) 現時点において平成 25 年 12 月期の 1 株当たり配当金につきましては未定であります。

(2) 修正の理由

平成 25 年 3 月 8 日の平成 25 年 1 月期決算短信において、平成 26 年 1 月期の連結業績予想を公表しておりますが、決算期変更による経過期間となる第 15 期事業年度は、平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 11 ヶ月決算となるため、上記のとおり連結業績予想を修正いたします。

なお、平成 25 年 12 月期第 2 四半期連結業績予想につきましては、変更はございません。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとしておりますが、海外子会社との決算期の統一を行い、予算管理や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図ること、並びに将来適用が検討されている国際会計基準（I F R S）に規定されている連結子会社の決算期統一の必要性への対応を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたします。これに伴い現行定款第 11 条、第 12 条、第 33 条及び第 34 条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 15 期事業年度は、平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 11 ヶ月の決算期間となります。そのための経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第11条（基準日） 当社は、毎年<u>1月31日</u>の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 第12条（招集） 1. 定時株主総会は毎年<u>4月</u>に、臨時株主総会は必要あるときに招集する。 2. (条文省略) 第13条～第32条 (条文省略) 第7章 計 算 第33条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>2月1日から翌年1月31日</u>までとする。 第34条（剰余金の配当） 1. (条文省略) 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>7月31日</u>の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (新 設)	第3章 株主総会 第11条（基準日） 当社は、毎年<u>12月31日</u>の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 第12条（招集） 1. 定時株主総会は毎年<u>3月</u>に、臨時株主総会は必要あるときに招集する。 2. (現行どおり) 第13条～第32条 (現行どおり) 第7章 計 算 第33条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日</u>までとする。 第34条（剰余金の配当） 1. (現行どおり) 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>6月30日</u>の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 附 則 <u>第1条（第15期の事業年度）</u> <u>第33条の規定にかかわらず、第15期の事業年度は、平成25年2月1日から平成25年12月31日までとする。</u> <u>第2条（第15期の中間配当基準日）</u> <u>第34条第2項の規定にかかわらず、第15期の事業年度における中間配当の基準日は、平成25年7月31日とする。</u> <u>第3条（附則の有効期限）</u> <u>本附則は、平成25年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</u>

(3) 日程

株 主 総 会 開 催 日： 平成 25 年 4 月 25 日
定款変更の効力発生日： 平成 25 年 4 月 25 日

以 上